

諮問番号：令和2年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年9月25日付けで提起した、葛飾区長(以下「処分庁」という。)による利用者負担額(保育料)決定処分(令和2年8月27日付け2葛子保第188号で決定の通知を行った審査請求人の子であるA(以下「姉」という。)及びB(以下「妹」という。)に係る処分(以下「本件処分」という。))に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)については、棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、姉及び妹について、令和2年8月27日に令和2年4月から令和3年3月までの審査請求人が支払うべき利用者負担額(保育料)(以下単に「保育料」という。)について本件処分を行ったところ、審査請求人は姉及び妹の令和2年9月分の保育料の免除を求めたものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、そのホームページ内「保育施設・学童クラブ等の対応について」と題するページの「7月以降の保育施設等の利用については以下のとおりです。」の項目4において「育児休業からの復職を10月1日まで延期している場合、登園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。」としている。

審査請求人も、育児休業からの復職を10月1日まで延期しており、9月は慣れ保育も含め保育施設を利用していないため、同項に該当する。そのため、9月分の保険料も免除されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

新型コロナウイルス感染症に伴い、育児休業からの復職期限を延期している方について、7月・8月それぞれ1か月間一度も登園の予定がない場合、保育料の免除の対応を行っていたが、9月については免除の対象としていない。

よって、本件処分は違法とはいえず、不当な点もないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審査庁の意見

本件処分維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 登園のない月において保育料を求めることの適法性について

保育料について定める子ども・子育て支援法第27条第3項、及び、その前提となる「施設型給付費」について定める同条第1項に規定されている「教育・保育を受けたとき」は、実際に教育・保育給付認定こどもが保育所を利用した時だけでなく、在籍していつでも保育が受けられる状態となった場合を指すというべきである。

よって、登園のなかった令和2年9月分において、保育料の負担を求めても違法となることはない。

(2) 区の認定した基準によれば、保育料免除の対象となるか

区ホームページに掲載されている「保育施設・学童保育クラブ等の対応について」における「7月以降の保育施設等の利用については以下のとおりです。」の項目4「育児休業からの復職を10月1日まで延期している場合、登園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。」のうち、「登園予定のない月」の意味は不明確であり、仮に、保護者が登園させる予定のない月と理解すれば、保育料免除の対象となる。また、復職前の「慣れ保育」を行う月についても、いかなる場合に「慣れ保育」を行うのか明確でない。さらに、当該保育施設が令和2年9月に「慣れ保育」の実施を案内したような事情もないのであるから、現に「登園予定」があったと判断することはできない。

しかしながら、区が育児休業からの復職を延期した保護者に対して送付した通知「育児休業からの復職を延期した場合の保育料について」によれば、免除の対象月を明確に7月分、8月分としており、「登園予定のない月」は、令和2年7月及び8月のうち、現に登園しない月を指すものと考えられる。

よって、区の設定した基準は、令和2年9月分を免除の対象とはしていない。

(3) 令和2年9月分を免除の対象としないことの適法性について

区は、感染症対策の観点から、令和2年6月まで家庭保育の要請を行っていたが、同年7月までに同要請を解除し、通常保育を実施し、同月以降保育園を利用することは可能となっている。そうであるなら、解除から2か月経過した令和2年9月分を免除の対象としないことは合理性があり、裁量権を逸脱又は濫用したものとはいえない。

また、審査請求人について、免除の対象としないことが社会通念上著しく不合理であると認められる事情は存在しない。

よって、本件処分は、適法である。

(4) 審査請求人の主張について

令和2年9月分については、保育料の負担を求めること及び免除の対象とならないことは積極的に明記するのが望ましく、区の案内は説明不足といわざるを得ない。

しかしながら、審査請求人も復職期限の延期に伴う家庭保育届により7月及び8月分の保育料の免除申請を行った令和2年7月及び8月分のみであることを認識していたのであるから、不当とまでは言えないし、仮にこれが不当であるとしても、本件処分が直ちに違法または不当となるものではない。

よって、本件処分は、不当ではない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和3年3月19日	諮問書の受理
令和3年4月13日	審議
令和3年5月12日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次のとおりである。

- (1) 実際に保育園を利用しなかった令和2年9月分の保育料を徴収できるとする審査基準に違法又は不当な点があるか（以下「争点1」という。）。
- (2) 処分庁がホームページに公表した「7月以降の保育施設等の利用については以下のとおりです。」に記載の審査基準は、どのような根拠に基づいて規定されたのか、その審査基準には令和2年9月分の保育料を免除するという内容が含まれているか及びこの審査基準に違法又は不当な点があるか（以下「争点2」という。）。
- (3) 処分庁は争点2記載の審査基準について、区民への周知方法としてホームページを利用し、「7月以降の保育施設等の利用については以下のとおりです。」として公表した。審査請求人は、このホームページによる記載から、9月分の保育料も免除されるべきと考えて本件審査請求を提起していることを踏まえ、区ホームページによる保育料免除等の周知方法に違法又は不当な点があるか（以下「争点3」という。）。
- (4) 本件審査請求に関連した処分庁の審査請求人への個別の教示方法に、違法又は不当な点があるか（以下「争点4」という。）。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

子ども・子育て支援法第27条第3項によれば、保護者が負担する保育料は市町村が定めることとしており、葛飾区保育所の保育料等に関する条例第3条第2項にお

いて、「区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で葛飾区規則で定める額の保育料を徴収するものとする。」と定めている。ここでいう「支給認定教育・保育を行ったとき」とは、実際に教育・保育認定子どもが保育所を利用した時だけではなく、在籍し、いつでも保育が受けられる状態となった場合を指す。いつでも保育所を利用できる状態にあるときは、処分庁においてはその状態を維持するための諸費用がかかるのであり、実際に保育園を利用しなかったとしても、その月の保育料を徴収する処分庁の審査基準に、違法又は不当な点は存在しない。

(2) 争点2について

令和2年7月分と8月分の保育料を免除するという内容の審査基準は、葛飾区施設型給付費、区立保育所保育料等に関する規則（以下「規則」という。）別表第4の第16項に基づき決定されたものである。これは令和2年4月7日から同年5月25日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴い、処分庁は同年6月まで保育園利用者に対し家庭保育の要請を行っていたが、同年7月までにその要請を解除し、7月以降は保育園を利用することが可能な状態となったことから決定されたものである。

争点1で述べたように、保育所を利用できる状態であれば、保育料を徴収するのが原則である。しかし、処分庁は4月28日の時点ですでに、育児休業からの復職を10月1日まで延長することを認めていたことから、保護者が育児休業からの復職を10月1日まで延期した児童のうち、令和2年7月及び8月に1日も登園していない場合は、「復職期限延期届」を提出すれば、7月分及び8月分の保育料を免除することを決定した。この決定に9月分の保育料免除の内容は含まれていないことは、決定後に処分庁が6月26日付けで該当者に通知した「育児休業からの復職を延期した場合の保育料について」の中に、7月分及び8月分の保育料を免除することの記載はあるが、9月分の保育料を免除するとの記載はないことから明白である。

処分庁が規則別表第4の第16項に基づき決定し、ホームページ等により公表した審査基準は、公平性の観点から考慮しても違法又は不当な点はない。

(3) 争点3について

処分庁はホームページの「7月以降の保育施設等の利用については以下のとおりです。」において、7月以降の保育施設等の利用についての審査基準を公表した。その中の項目4には、「育児休業からの復職を10月1日まで延期している場合、登園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。」と記載されていた。この文言を読むと、審査請求人は9月は1日も登園していないので、9月分の保育料も免除されるべきなのではないかという疑念が生じることから、ホームページの項目4に記載された内容が違法又は不当な記述か否かを検討する。

確かに区ホームページには9月分の保育料についての記載がなく、また育児休業からの復職が10月1日の場合、9月中に必ず慣れ保育が必要になることについての記載がないため、9月に1日も登園させていなかった審査請求人が9月分の保育料

も免除されるものと誤解する余地が皆無であるとはいえない。また、近隣自治体の同種事例についてのホームページの記載と比較すると、処分庁のホームページの記載内容には工夫の余地があると考えられる。処分庁は今後十分留意すべきである。

しかし、争点1で述べたように、保育料は在籍していれば1日も登園していなくても支払うのが原則であり、保育料を免除すると明確に記載されている月分以外は免除の対象とはならない、と考えるのが当然である。また、区ホームページの記載内容に違法又は不当な点はない。

(4) 争点4について

本件審査請求に関連した処分庁の審査請求人への教示については、規則別表第4の第16項に基づき決定した審査基準を、ホームページ上で「7月以降の保育施設等の利用については以下のとおりです。」として公表し、一方、対象者に対しては「育児休業からの復職を延期した場合の保育料について」と題して個別に通知したものである。この通知には保育料免除の対象月は7月分及び8月分と明記され、保育料免除には申請が必要であるとして、「復職期限の延期に伴う家庭保育届」により保育料免除申請をするよう記載されており、これに対し審査請求人は7月分及び8月分の免除の申請を提出した。一方で、処分庁が9月分の保育料の扱いについて明記しなかったこと及び9月中の慣れ保育について個別に通知しなかったことなどにより、審査請求人は9月分の保育料も免除されるものと誤認したと思われるが、争点1で述べたように、保育料は在籍していれば1日も登園していなくても支払うのが原則であり、本件における処分庁の教示の仕方に違法又は不当な点があるとはいえない。

(5) 判断

争点1から4までを検討した結果、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求は棄却するのが相当である。

第7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会
会長 大竹 由紀子
委員 室井 敬司
委員 上松 正明